

令和7年8月

お客さま 各位

淡陽信用組合

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は淡陽信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱いを開始するにあたり、下記のとおり「当座勘定規定」を改定させていただきます。

なお、本規定の改定以前から当座預金をご契約いただいているお客さまにも改定後の規定が適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 改定する規定

「当座勘定規定」

2. 改定日

令和7年10月1日

3. 当座勘定規定の改定内容

改定後	改定前
第7条（手形、小切手の支払等） (1)、(2) （略） (3) 当座勘定の払戻しは、 <u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> ① <u>届出の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u> ② <u>小切手を使用する方法</u> (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>	第7条（手形、小切手の支払） (1)、(2) （略） (3) 当座勘定の払戻し <u>の場合には、小切手を使用してください。</u>
第8条（手形、小切手用紙等） (1)～(4) （略） (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付し、 <u>払戻請求書は無料で交付します。</u> (6)、(7) （略）	第8条（手形、小切手用紙） (1)～(4) （略） (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)、(7) （略）

改定後	改定前
第12条（手数料等の引落し） (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) （略）	第12条（手数料等の引落し） (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) （略）
第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>
第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2)、(3) （略）	第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2)、(3) （略）

※ 改定後の規定は、改定日以降は当組合ホームページ「預金規定」でもご覧いただけます。

以 上